

第1号議案

久木小学校区住民自治協議会規約案

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、久木小学校区住民自治協議会(以下「本協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 本協議会は、久木小学校区において、住民相互の交流と親睦及び啓発を図り、安心・安全な地域づくりに貢献し、もって持続可能な地域社会を形成することを目的とする。

(地域)

第3条 本協議会の活動の対象地域は、久木小学校区とする。

(事務所)

第4条 本協議会の事務所は、逗子市久木2-1-1 地域活動センター久木会館に置く。

(事業)

第5条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 地域の安心・安全に関する事業
- ② 地域の防災力向上に関する事業
- ③ 地域の子供の健全育成に関する事業
- ④ 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取り組みに関する事業
- ⑤ その他地域づくり計画に基づく事業

(役割)

第6条 本協議会は次の役割を担う。

- ① 地域全体の話し合いの場となり、地域共通の課題の解決に向けた活動を行う。
- ② 地域が取り組む活動方針や地域づくりの目標等を取りまとめた、地域づくり計画を策定する。
- ③ 地域の活動を担う組織や人々が活動しやすいように、その活性化に貢献する。
- ④ 地域からの広聴と地域に対する広報を行う。
- ⑤ 必要に応じて、地域づくりに関して行政との協働、調整等の窓口となる。

(構成員)

第7条 本協議会の構成員は、地域に在住、在勤する個人、及び地域で活動する各種団体、法人等とする。

2 構成員は、本協議会の活動に参加することができる。

(会員)

第8条 会員は本協議会の目的に賛同し、入会した者とする。

(組織)

第9条 本協議会は、総会、役員会及び部会をもって構成する。

第2章 会員

(会員の資格)

第10条 会員は、次の者がその資格を有する。

①久木小学校区に存在する自治会・町内会等各種団体及び事業所の代表者。

②久木小学校区に在住・在勤し、本協議会の役員会・部会等の活動に参画する個人。

③知識・経験を有し本協議会会長が推薦する個人。

(入退会)

第11条 本協議会に入会を希望する者は、入会申込書を会長宛に提出し、役員会の承認を得るものとする。

第12条 会員は、本協議会を退会する場合は、退会届を会長宛に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体が解散したとき、また地域に住所を有しなくなったときは、その代表者は退会したものとみなすものとする。

3 会員が本規約に違反したとき、その他会員として不適当と認める相当の事由が発生したときは、役員会の承認を得て当該会員を除名することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本協議会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 若干名 |
| ③ 事務局長 | 1名 |
| ④ 書記 | 1名 |
| ⑤ 会計 | 1名 |
| ⑥ 理事 | 若干名 |
| ⑦ 監査 | 2名 |

(役員を選出)

第14条 役員は役員会が推薦し、総会で決定する。

(役員の職務)

第15条 本協議会の役員は、次の職務にあたる。但し、監査を除き職務の兼任は妨げない。

① 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

② 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき或いは不在の時は会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

③ 事務局長は本協議会の事務全般を分掌する。

④ 書記は会議録を作成する。

⑤ 会計は本協議会の会計業務を担当する。

⑥ 理事は会長副会長を補佐し本協議会の業務を分掌する。

⑦ 監査は本協議会の会計及び業務内容を監査する。

(役員任期)

第16条 本協議会の役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は通常総会と期中総会の二種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は会員をもって構成する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は年1回開催する。

2 期中総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 会員の5分の1以上のものから目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 監査から請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に期中総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは 会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。併せて構成員に対しても、文書の掲示等により周知しなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。但し、会員が複数の団体を代表する場合は重複して出席したものとみなす。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は会長が行う。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第24条 総会の議決権は、会員が各1を有する。但し、会員が複数の団体を代表する場合は重複を可とする。

(総会の審議事項)

第25条 通常総会は次の事項を審議し決定する。

- ① 地域づくり計画に関すること。
- ② 事業計画、予算に関すること。
- ③ 事業報告、決算に関すること。
- ④ 規約の改廃の決定に関すること。
- ⑤ 役員の決定に関すること。
- ⑥ その他会長が必要とする事項に関すること。

2 期中総会は、開催目的の事項を審議し決定すると共に、会員相互の情報交換の場として活用する。

(総会の公開)

第26条 総会は公開を原則とする。

2 本協議会の構成員は総会を傍聴することができる。議長が認めた場合は、意見等を発言することができる。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第27条 役員会は、役員をもって構成する。但し、監査は議決権を有しない。

(役員会の招集と議長)

第28条 役員会は会長が招集する。

2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

3 役員会は原則として毎月開催する。

(役員会の定足数)

第29条 役員会は会議を構成する役員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(役員会の議決)

第30条 役員会の議事は、出席した議決権を有する役員の全会一致をもって決することを原則とする。しからざる場合は、4分の3以上の議決をもって決する。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- ① 総会に付議すべき事項。
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項。
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の公開)

第32条 役員会は公開を原則とする。

2 本協議会の構成員は役員会を傍聴することができる。議長が認めた場合は意見等を発言することができる。

第6章 部会

(部会の構成)

第33条 本協議会に、必要に応じて第2条目的、第5条事業に則して、部会を置くことができる。

2 部会を構成する者の中から各部会の部会長を選出し、役員会に報告し承認を得るものとする。

(部会の役割)

第34条 部会は事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会は、事業計画、予算について役員会に報告し承認を得ることとする。又事業の進捗について適宜役員会に報告するとともに、事業実績、決算について役員会に報告するものとする。

3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- ① 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- ② 各部会の実績報告及び決算に関すること。

③ その他部会運営等に関すること

第7章 会計及び監査

(経費)

第35条 本協議会の経費は市交付金、寄付金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第36条 本協議会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31に終わる。但し設立の年にあつては発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第37条 本協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があつた場合は、正当な理由がない限り、その閲覧を認めなければならない。

(監査)

第38条 監査は会計年度終了後速やかに会計及び業務に関する監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第8章 その他

(委任)

第39条 本規約に定めのない必要事項は、会長が役員会に諮る。

(細則)

第40条 本規約施行にあたり細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月16日から施行する。

